【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　金融商品取引所所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。次項において同じ。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

２　取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　金融商品取引所所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。次項において同じ。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

２　取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格とする。以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格とする。次項において同じ。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格とする。以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格とする。次項において同じ。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格（以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】

（改正後）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格（以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】

（改正後）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の総理府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の総理府令」とあるのは、「総理府令」と読み替えるものとする。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の総理府令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の総理府令」とあるのは、「総理府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは、「大蔵省令」と読み替えるものとする。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは、「大蔵省令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の協会員が行う店頭売買有価証券の店頭売買取引について準用する。この場合において、第一項中「当該証券取引所の開設する有価証券市場において」とあるのは「当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の店頭売買取引について、」と、「当該証券取引所」とあるのは「当該空売りについて報告を受けるべき証券業協会」と、第二項中「有価証券市場においてする」とあるのは「店頭売買取引による」と、第四項中「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは「大蔵省令」と読み替えるものとする。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】

（改正後）

（空売りを行う場合の価格）

**第二十六条の四**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。

２　有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格に満たない価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。

３　前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

４　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、適用しない。

５　前各項の規定は、証券業協会の協会員が行う店頭売買有価証券の店頭売買取引について準用する。この場合において、第一項中「当該証券取引所の開設する有価証券市場において」とあるのは「当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の店頭売買取引について、」と、「当該証券取引所」とあるのは「当該空売りについて報告を受けるべき証券業協会」と、第二項中「有価証券市場においてする」とあるのは「店頭売買取引による」と、第四項中「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは「大蔵省令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（有価証券を有しないでその売付けを行う場合の売買価格）

**第二十六条の三**　有価証券市場における売買取引について、自己又は顧客の計算において、有価証券を有しないでその売付けをしようとするときは、当該売付けの直近の価格に満たない価格において、当該売付けをしてはならない。

（２　新設）

２　前項の場合において、当該有価証券の配当落ち又は権利落ち後に当該売付けが行われる場合には、当該売付けの直近の価格は、配当落ち又は権利落ち前における当該価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

３　第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該有価証券市場を開設する証券取引所が定める売買単位に満たない数の有価証券の売付けをする場合

二　当該有価証券市場を開設する証券取引所の承認を受けて、当該有価証券市場における有価証券の価格を他の証券取引所が開設する有価証券市場における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けをする場合

三　前条第一項ただし書に規定する有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引として当該有価証券市場において有価証券の売付けをする場合

（旧第二十六条の四　第５項に対応）

**第二十六条の四**　店頭売買有価証券の店頭売買取引について、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の協会員が自己又は顧客の計算において、有価証券を有しないでその売付けをしようとするときは、当該売付けについて報告を受けるべき証券業協会が当該売付けの直近に公表した当該有価証券の価格（次項において「直近公表価格」という。）に満たない価格において、当該売付けをしてはならない。

２　前項の場合において、同項の売付けが当該有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該直近公表価格が配当落ち又は権利落ち前におけるものであるときは、当該直近公表価格から配当又は権利の価格を控除して計算したものを直近公表価格とみなして同項の規定を適用する。

３　第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該証券業協会が定める売買価格の公表の単位に満たない数の有価証券の売付けをする場合

二　当該証券業協会の承認を受けて、当該証券業協会が報告を受けるべき店頭売買取引に係る有価証券の価格を他の証券業協会が報告を受けるべき店頭売買取引に係る当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けをする場合

三　第二十六条の二第三項において準用する同条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める取引として有価証券の売付けをする場合

（旧　第二十六条の三）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（有価証券を有しないでその売付けを行う場合の売買価格）

**第二十六条の三**　有価証券市場における売買取引について、自己又は顧客の計算において、有価証券を有しないでその売付けをしようとするときは、当該売付けの直近の価格に満たない価格において、当該売付けをしてはならない。

２　前項の場合において、当該有価証券の配当落ち又は権利落ち後に当該売付けが行われる場合には、当該売付けの直近の価格は、配当落ち又は権利落ち前における当該価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

３　第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該有価証券市場を開設する証券取引所が定める売買単位に満たない数の有価証券の売付けをする場合

二　当該有価証券市場を開設する証券取引所の承認を受けて、当該有価証券市場における有価証券の価格を他の証券取引所が開設する有価証券市場における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けをする場合

三　前条第一項ただし書に規定する有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引として当該有価証券市場において有価証券の売付けをする場合

（改正前）

（新設）

（旧　第二十六条の四　第５項に対応）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

**第二十六条の四**　店頭売買有価証券の店頭売買取引について、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の協会員が自己又は顧客の計算において、有価証券を有しないでその売付けをしようとするときは、当該売付けについて報告を受けるべき証券業協会が当該売付けの直近に公表した当該有価証券の価格（次項において「直近公表価格」という。）に満たない価格において、当該売付けをしてはならない。

２　前項の場合において、同項の売付けが当該有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該直近公表価格が配当落ち又は権利落ち前におけるものであるときは、当該直近公表価格から配当又は権利の価格を控除して計算したものを直近公表価格とみなして同項の規定を適用する。

３　第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該証券業協会が定める売買価格の公表の単位に満たない数の有価証券の売付けをする場合

二　当該証券業協会の承認を受けて、当該証券業協会が報告を受けるべき店頭売買取引に係る有価証券の価格を他の証券業協会が報告を受けるべき店頭売買取引に係る当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けをする場合

三　第二十六条の二第三項において準用する同条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める取引として有価証券の売付けをする場合

（改正前）

（新設）